

私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ

平成29年度の私学助成の内容についてお知らせします。

私立学校は、それぞれの建学の精神と教育方針に基づき、特色ある教育を実施しています。
 県内108万人の児童・生徒等のうち、約25%に当たる25万人の児童・生徒等の教育を受け持つなど、
 神奈川の公教育の一翼を担う、大きな役割を果たしています。
 そこで、神奈川県では、私立学校に対して様々な助成を行っています。

○ 私学助成の考え方

神奈川県では、私立学校に対する助成の考え方として、①教育条件の維持・向上、②修学上の経済的負担の軽減、③学校運営の健全性の向上 の三つを柱として、さまざまな助成を行っています。

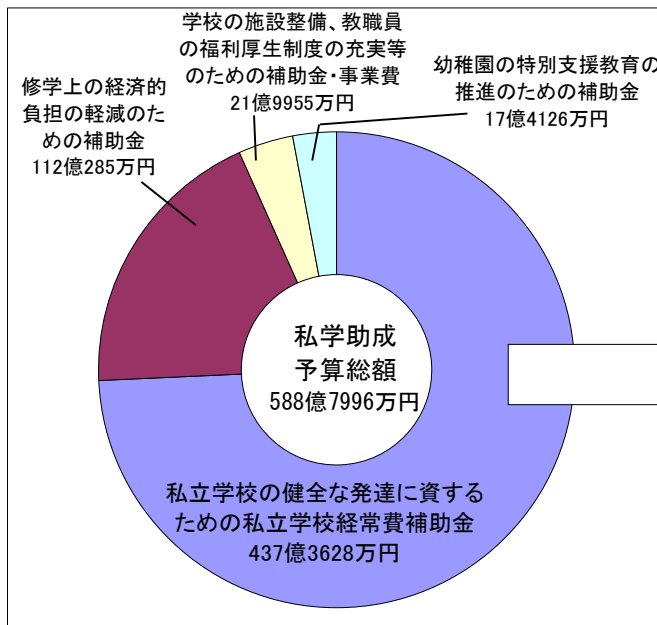
○ 平成29年度の私学助成予算は総額588億7996万円

私学助成の予算は、①私立学校の健全な発達に資することを目的とした私立学校経常費補助、②修学上の経済的負担の軽減のための就学支援金及び学費補助、③幼稚園の特別支援教育の推進のための私立幼稚園特別支援教育費補助、④学校の施設設備、教職員の福利厚生制度の充実等のための補助等から構成されています。

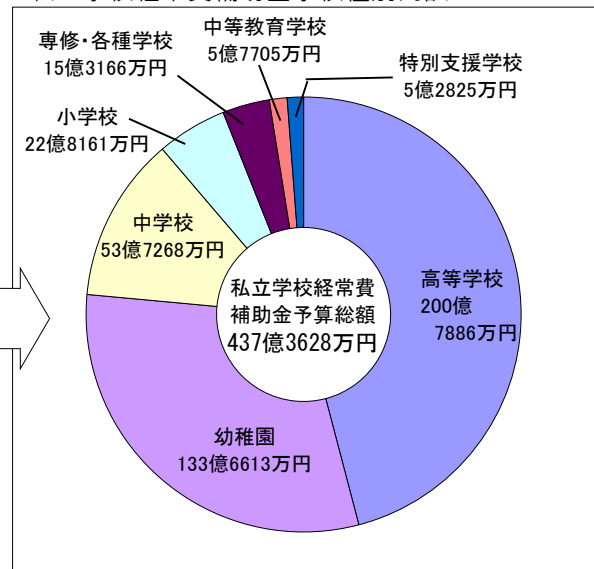
平成29年度私学助成予算は、総額588億7996万円（対前年度15億8491万円減）を計上しています。（平成29年4月1日現在）

○ 平成29年度の私学助成予算の内訳

* 私学助成予算事業別内訳



* 私立学校経常費補助金学校種別内訳



※事業別予算額の概要は、別紙に記載しています。

※1万円未満切捨て

○ 私学補助予算の概要

事業名称等	平成29年度当初予算額	事業内容																																																		
1 経常費補助 (1) 高等学校 (2) 中等教育学校 (3) 中学校 (4) 小学校 (5) 特別支援学校 (6) 幼稚園 ※1 [預かり保育推進費補助] ※2 [地域開放推進費補助] (7) 専修学校・各種学校	43,736,282 20,078,867 577,054 5,372,685 2,281,619 528,254 13,366,139 [540,485] [182,600] 1,531,664 []金額は内数字	教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組みに対し補助します。 ※1 預かり保育推進費補助 正規の教育時間前後及び休業日に、預かり保育を実施する幼稚園に対し補助します。 ※2 地域開放推進費補助事業 地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園に対し補助します。																																																		
2 私立幼稚園特別支援教育費補助	1,741,264	障害のある幼児と共に学び、共に育つ保育を推進するため、障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対し補助します。																																																		
3 高等学校等就学支援事業費	6,547,886	<p>*高等学校等就学支援事業費 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金により、家庭の教育費負担を軽減します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)、各種学校(文部科学省令で定めるもの) 専修学校(一般課程)・各種学校で一定の国家資格者要請施設指定校</p> <p>*私立高等学校等生徒学費補助 一定所得以下の保護者の学費負担を軽減し、学費負担の公私間格差を是正するため、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)</p> <p>■補助額について □ 授業料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">(円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>基準税額(年額) ※市町村民税 所得割額(父母の税額を合計)</th> <th>①高等学校等就学支援金</th> <th>②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ</td> <td>生活保護世帯(1月1日時点)</td> <td>297,000</td> <td>135,000</td> <td>432,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>0円(非課税)世帯(年収目安:約250万円未満)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅲ</td> <td>51,300円未満世帯(年収目安:約350万円未満)</td> <td>237,600</td> <td>170,400</td> <td>408,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅳ</td> <td>154,500円未満世帯(年収目安:約590万円未満)</td> <td>178,200</td> <td>133,800</td> <td>312,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅴ</td> <td>208,800円未満世帯(年収目安:約750万円未満)</td> <td rowspan="2">118,800</td> <td>74,400</td> <td>193,200</td> </tr> <tr> <td>区分外</td> <td>304,200円未満世帯(年収目安:約910万円未満)</td> <td>対象外</td> <td>118,800</td> </tr> <tr> <td>区分外</td> <td>304,200円以上世帯(年収目安:約910万円以上)</td> <td></td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の表の「年収目安」は、モデル世帯(夫婦のいずれかお一人だけが働いている4人世帯、子ども2人のうち高校生1人の場合。)の金額です。 □ 入学金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②学費補助金(入学金分):上記の、区分Ⅰ～Ⅴの方すべて</td> <td></td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table>			(円)				基準税額(年額) ※市町村民税 所得割額(父母の税額を合計)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]	合計	区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	297,000	135,000	432,000	区分Ⅱ	0円(非課税)世帯(年収目安:約250万円未満)				区分Ⅲ	51,300円未満世帯(年収目安:約350万円未満)	237,600	170,400	408,000	区分Ⅳ	154,500円未満世帯(年収目安:約590万円未満)	178,200	133,800	312,000	区分Ⅴ	208,800円未満世帯(年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400	193,200	区分外	304,200円未満世帯(年収目安:約910万円未満)	対象外	118,800	区分外	304,200円以上世帯(年収目安:約910万円以上)		対象外				(円)	②学費補助金(入学金分):上記の、区分Ⅰ～Ⅴの方すべて		100,000
		(円)																																																		
	基準税額(年額) ※市町村民税 所得割額(父母の税額を合計)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]	合計																																																
区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	297,000	135,000	432,000																																																
区分Ⅱ	0円(非課税)世帯(年収目安:約250万円未満)																																																			
区分Ⅲ	51,300円未満世帯(年収目安:約350万円未満)	237,600	170,400	408,000																																																
区分Ⅳ	154,500円未満世帯(年収目安:約590万円未満)	178,200	133,800	312,000																																																
区分Ⅴ	208,800円未満世帯(年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400	193,200																																																
区分外	304,200円未満世帯(年収目安:約910万円未満)		対象外	118,800																																																
区分外	304,200円以上世帯(年収目安:約910万円以上)		対象外																																																	
		(円)																																																		
②学費補助金(入学金分):上記の、区分Ⅰ～Ⅴの方すべて		100,000																																																		
私立高等学校等生徒学費補助	3,844,294																																																			
4 私立学校生徒学費緊急支援事業費	15,278	<p>保護者の失業、倒産、長期療養などにより、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、専修学校(高等課程) ただし、高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)在学者のうち1・2年生については、高等学校等就学支援金受給額を控除した額が支給額となり、3年生については高等学校等就学支援金の加算額と併用できません。また、私立高等学校等生徒学費補助金との併用はできません。 ・補助額 高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程):178,200円～297,000円(所得により異なる) 小中学校、中等教育学校(前期課程) 90,000円～168,000円(所得により異なる)</p>																																																		
5 被災幼児児童生徒就学支援補助金	24,872	東日本大震災・熊本地震により被災した幼児児童生徒の授業料等軽減措置を行った私立学校の設置者に対し、補助します。																																																		
6 外国人学校生徒等支援事業費	164,685	外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担軽減を図るために補助します。																																																		
7 私立高校生等奨学給付金事業費	605,843	<p>全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、神奈川県内に在住している保護者に対し補助します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3学年)、専修学校(高等課程)</p> <p>・支給額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>○生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)</td> <td>年額52,600円</td> </tr> <tr> <td>○市町村民所得割額非課税世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合</td> <td>年額84,000円</td> </tr> <tr> <td>・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、1人目として支給される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合</td> <td>年額138,000円</td> </tr> <tr> <td>・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・通信制の高等学校等に通う高校生等がいる場合</td> <td>年額38,100円</td> </tr> </tbody> </table>	○生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)	年額52,600円	○市町村民所得割額非課税世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)		・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合	年額84,000円	・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、1人目として支給される場合		・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合	年額138,000円	・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合		・通信制の高等学校等に通う高校生等がいる場合	年額38,100円																																				
○生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)	年額52,600円																																																			
○市町村民所得割額非課税世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)																																																				
・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合	年額84,000円																																																			
・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、1人目として支給される場合																																																				
・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合	年額138,000円																																																			
・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合																																																				
・通信制の高等学校等に通う高校生等がいる場合	年額38,100円																																																			
8 私立学校施設耐震診断調査費補助	9,972	児童生徒等の安全確保及び災害時の避難施設としての公共性の観点から、耐震診断調査を実施する私立学校に対し補助します。																																																		
9 教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備事業に対し、その資金の融資あつせんを行うとともに利子の一部を補給します。	6,815																																																			
10 私立学校教育の振興を図るため、中学高等学校協会他4私学団体及びその他2団体の研修事業等に対し補助します。	6,400																																																			
11 私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助します。	884,924																																																			
12 日本私立学校振興・共済事業団補助金	613,285	私立学校教職員の福利厚生を支援することにより、私学教育の振興に寄与するため、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業に対して補助します。																																																		
13 その他	678,160																																																			
合計	58,879,960																																																			

* 3、4及び5、7の手続きについては、在籍する学校にお問い合わせください。



神奈川県

県民局 次世代育成部 私学振興課 助成グループ (045-210-3772、045-210-3774、045-210-3793)